

○ 共済事業向けの総合的な監督指針

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
<p>Ⅱ 共済事業監督上の評価項目 Ⅱ－１～Ⅱ－３ (略) Ⅱ－４ 業務の適切性 Ⅱ－４－１ 法令等遵守 Ⅱ－４－１－１ 不祥事件に対する監督上の対応 不祥事件に対する監督上の対応については以下のとおり取り扱うこととする。 (1) 不祥事件の発覚の第一報 組合において不祥事件が発覚し、第一報があった場合は、以下の点を確認することとする。 ① 本所等の事務部門、内部監査部門への迅速な報告及びコンプライアンス規定等に則った理事会等への報告 ② 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等への通報 ③ 事件とは独立した部署（内部監査部門等）での事件の調査・解明の実施 (2) 行政庁への届出 規則第 231 条第 5 項第 6 号に該当するものとしては、例えば架空契約（実在しない契約者・被共済者名義を使って作成している契約をいう。）及び名義借契約（組合の役職員が、利用者から名義使用だけの了解を取り付け、共済掛金は当該職員が支払って作成している契約をいう。）が発生した場合が考えられる。 なお、組合から第一報がなく届出書の提出があった場合は、上記（1）の点も併せて確認するものとする。 また、Ⅱ－４－４に規定する保険代理店業務を行っている組合又はその子会社において、無届募集、無登録募集など保険業法（平成 7 年法律第 105 号）に違反する行為を行った、又は同法第 307 条第 1 項第 3 号に該当する行為を行った場合には、必要に応じ、報告を求めるものとする。 (3) 不祥事件届出書の受理 ① 規則第 231 条第 1 項第 18 号に基づき、組合が不祥事件の発生を知った日から 1 月以内に不祥事件届出書が報告されることとなるが、当該届出書の受理時においては、法令の規定に基づき届出が適切に行われているかを確認することとする。</p>	<p>Ⅱ 共済事業監督上の評価項目 Ⅱ－１～Ⅱ－３ (略) Ⅱ－４ 業務の適切性 Ⅱ－４－１ 法令等遵守 Ⅱ－４－１－１ 不祥事件に対する監督上の対応</p>

② 主な着眼点

不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証する。

なお、組合から第一報がなく、不祥事件届出書の提出があった場合には、上記（１）の点も併せて確認することとする。

ア 組合に関する不祥事件届出書の場合

（ア）当該事件に役員は関与していないか、組織的な関与は認められないか。また、理事会の責任の明確化が図られているか。

（イ）事実関係の真相究明、同様の問題が他の部門で生じていないかのチェック及び監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。

（ウ）事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への取組が適時適切に行われているか。

（エ）当該事件の内容が組合の経営等に与える影響はどうか。

（オ）内部牽制機能が適切に発揮されているか。

（カ）改善策の策定や自浄機能が十分か。

（キ）当該事件の発覚後の対応が適切か

（ク）共済推進の目標設定及び管理態勢は適正か。

（注）推進目標の設定は個々の組合の判断に委ねられるものであるが、検証に当たっては、例えば、組合の推進目標は、組合員の保障充足度、組合の推進態勢等の根拠を十分に踏まえて設定されたものとなっているか、職員に対する推進目標は、当該職員の経験年数や実績等を踏まえて設定されているかについて留意する。

イ 共済代理店に関する不祥事件届出書の場合

（ア）共済代理店の教育・管理・指導を担う組合に対する検証の着眼点は、以下のとおりとする。

a 事実関係の真相究明、同様の問題が他の部門で生じていないかのチェック及び監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。

b 事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への取組が適時適切に行われているか。

c 当該事件の内容が組合の経営等に与える影響はどうか。

d 内部牽制機能が適切に発揮されているか。

e 組合の共済代理店に対する教育・管理・指導は十分か。

f 当該事件の発覚後の対応が適切か。

（イ）共済代理店に対する検証の着眼点は、以下のとおりとする。なお、共済代理店の規模や業務の特性、不祥事件の内容等を踏まえるものとする。

a 当該事件に役員は関与していないか、組織的な関与は認められな

（新設）

- いか。また、経営者の責任の明確化が図られているか。
- b 事実関係の真相究明、同様の問題が他の部門で生じていないかのチェック及び監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。
- c 事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への取組が適時適切に行われているか。特に、発生原因が共済代理店固有の問題である場合は、共済代理店自身において上記取組みが適時適切に行われているか。
- d 内部牽制機能が適切に発揮されているか。
- e 共済代理店内における、役員又は使用人に対する教育・管理・指導は十分か。
- f 当該事件の発覚後の対応が適切か

(4) 監督上の措置

不祥事件届出書の提出があった場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを実施するとともに、必要に応じて農協法第93条に基づき報告を求めるものとし、さらに、重大な問題があるときは、同法第94条の2に基づき業務改善命令又は同法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

(5) 標準処理期間

不祥事件届出書に係る農協法第93条に基づく報告徴求や同法第94条の2に基づき業務改善命令又は同法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出する場合は、当該届出書（同法第93条に基づく報告徴求を行った場合は、当該報告書）の受理の日から原則としておおむね1月（本省への協議を要するものはおおむね2月）以内を目途に行うものとする

Ⅱ-4-1-2 不必要な共済契約に対する監督上の対応

(新設)

(1) 行政庁への報告

① 組合の職員が自ら締結した共済契約（当該職員と生計を一にする親族が締結した共済契約を含む。）であって、締結時の当該職員の経済的状況等に照らして保障内容が過大又は保障が不要なもの（以下「不必要な共済契約」という。）が、当該職員又は他の職員に課された推進目標の達成をを図ることを目的として締結された場合、行政庁への報告を求める。なお、行政庁は、組合が当該報告を行う根拠として、あらかじめ農協法第93条第1項に基づく報告徴求命令を発出するものとする。

② 上記①の報告は、組合が不必要な共済契約の締結を知った日から、原則としておおむね1月以内に行うものとする。

(2) 監督上の措置

① 不必要な共済契約に係る報告があった場合には、事実関係（当該職員及び関係者の供述、不必要な共済契約を裏付ける資料の有無）、発生原因等

について当該組合に対して情報の提供を求め、又はヒアリングを実施することとする。

- ② 上記①の情報の提供又はヒアリングの結果、不必要な共済契約の締結が以下のアからウまでのいずれかに該当するなど、組織的な要因により発生していた場合には、規則第 231 条第 5 項第 6 号に規定する不祥事件に該当するものと判断し、当該組合から不祥事件として届出を受け、II-4-1-1 に準じて取り扱う。

ア 職員に対して、上席者（役員を含む。）から不必要な共済契約を促す言動など過度なプレッシャーが与えられていた場合

イ 共済推進に係る知識・経験が乏しい者に対し、十分な教育・訓練を行わないまま共済推進を強制した場合

ウ 不必要な共済契約の締結を当該職員の意向が反映されたものであるように偽装した場合又は意向の表明を強制していた場合

(注) これらの場合における不祥事件届出書に記載する当事者は、不必要な共済契約を締結した職員ではなく、組織的な要因に関与した役職員とする。

II-4-2 共済推進管理態勢

II-4-2-1 適正な共済推進管理態勢の確立

(1) ～ (3) (略)

(4) 共済推進に関する法令等の遵守、契約に関する知識等、利用者情報の取扱い等について、組合内においてマニュアル等により制度化されているか。また、共済のそれぞれの特性に応じた共済契約者の利用が行われるよう、多様化した共済に関する十分な知識の付与及び適切な共済推進活動のための十分な教育が行われているか。さらに、社会保障において公的部門を補完する共済事業の趣旨に鑑みて、公的保険制度に関する適切な理解を確保するための十分な教育を行っているか。

II-4-2-2 共済推進上の留意点

(1) (略)

(2) 農協法第 11 条の 21 関係（意向の把握・確認義務）

組合又は共済代理店は、農協法第 11 条の 21 の規定に基づき、利用者の意向を把握し、これに沿った共済契約の締結等の提案、当該共済契約の内容の説明及び共済契約の締結等に際して、利用者の意向と当該共済契約の内容が合致していることを利用者が確認する機会の提供を行っているか。

① 意向把握・確認の方法

意向把握・確認の方法については、利用者が、自らのライフプランや公的保険制度等を踏まえ、自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要

II-4-2 共済推進管理態勢

II-4-2-1 適正な共済推進管理態勢の確立

(1) ～ (3) (略)

(4) 共済推進に関する法令等の遵守、契約に関する知識等、利用者情報の取扱い等について、組合内においてマニュアル等により制度化されているか。また、共済のそれぞれの特性に応じた共済契約者の利用が行われるよう、多様化した共済に関する十分な知識の付与及び適切な共済推進活動のための十分な教育が行われているか。

II-4-2-2 共済推進上の留意点

(1) (略)

(2) 農協法第 11 条の 21 関係（意向の把握・確認義務）

組合又は共済代理店は、農協法第 11 条の 21 の規定に基づき、利用者の意向を把握し、これに沿った共済契約の締結等の提案、当該共済契約の内容の説明及び共済契約の締結等に際して、利用者の意向と当該共済契約の内容が合致していることを利用者が確認する機会の提供を行っているか。

① 意向把握・確認の方法

意向把握・確認の方法については、利用者が、自らの抱えるリスクやそれを踏まえた意向に共済契約の内容が対応しているかどうかを判断した

性を適切に理解しつつ、それを踏まえた意向に共済契約の内容が対応しているかどうかを判断した上で共済契約を締結するよう図っているか。
そのために、公的年金の受取試算額などの公的保険制度についての情報提供を適切に行うなど、取り扱う共済の仕組みや推進形態を踏まえ、組合又は共済代理店の創意工夫による方法で行っているか。

具体的には、以下のアからエ又はこれと同等の方法を用いているか。

ア～エ (略)

②～④ (略)

(3)～(10) (略)

(11) その他

①・② (略)

③ その他

ア・イ (略)

ウ 共済推進を行う役職員には、次の業務を行わせないなど、信用事業を悪用した共済事業の不祥事件を未然に防止するための措置が講じられているか。

(ア) 貯金口座の開設(ただし、複数人の確認を得ないと口座開設をすることができないなど、不正な口座開設を防止するための具体的な措置を講じている場合を除く。)

(イ) 共済契約者等の貯金通帳及び印鑑等の預かり(ただし、全ての系統金融機関のATMにおいて、貯金通帳のみでは出金できない措置を講じていること及び窓口業務を行う職員等が共済契約者等に対して出金の確認を行うことなど、不正な出金を防止するための具体的な措置を講じている場合を除く。)

エ・オ (略)

Ⅱ-4-2-3～Ⅱ-4-2-5 (略)

Ⅱ-4-3～Ⅱ-4-13 (略)

Ⅱ-5 (略)

別紙様式25 (法第97条第12号、規則第231条第1項第4号関係)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
共済連名
代表理事 氏名

上で共済契約を締結することを確保するために、取り扱う共済の仕組みや推進形態を踏まえ、組合又は共済代理店の創意工夫による方法で行っているか。

具体的には、以下のアからエ又はこれと同等の方法を用いているか。

ア～エ (略)

②～④ (略)

(3)～(10) (略)

(11) その他

①・② (略)

③ その他

ア・イ (略)

(新設)

ウ・エ (略)

Ⅱ-4-2-3～Ⅱ-4-2-5 (略)

Ⅱ-4-3～Ⅱ-4-13 (略)

Ⅱ-5 (略)

別紙様式25 (法第97条第12号、規則第231条第1項第4号関係)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
共済連名
代表理事 氏名

子会社の合併届出書

子会社〇〇が合併することについて、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第4号の規定に基づき、お届けいたします。

添付書類

1・2 (略)

(注) 農協(規則第231条第1項第2号)にあつては、系統金融機関向けの総合的な監督指針(平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知)に定める類似の様式を参照するものとする。

別紙様式39(規則第232条関係)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
共済連名
代表理事 氏名

〇〇年度決算速報

〇〇年度決算速報について、農業協同組合法施行規則第232条第3項の規定に基づき、提出します。

添付書類
(略)

子会社の合併届出書

子会社〇〇が合併することについて、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第4号の規定に基づき、お届けいたします。

添付書類

1・2 (略)

(注) 農協(施行規則第231条第1項第2号)にあつては、系統金融機関向けの総合的な監督指針(平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知)に定める類似の様式を参照するものとする。

別紙様式39(規則第232条関係)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
共済連名
代表理事 氏名

〇〇年度決算速報

〇〇年度決算速報について、農業協同組合法施行規則第232条第4項の規定に基づき、提出します。

添付書類
(略)

附 則(令和5年1月27日付け4経営第2524号経営局長通知)

(施行日)

第1条 この規定による変更は、令和5年2月27日(次条において「施行日」という。)から施行する。ただし、II-4-2-2(11)の改正は、令和5年8月1日

から施行する。

第2条 この規定による変更後のⅡ-4-1-2については、施行日以後に締結された共済契約について適用する。

不必要な共済契約についての職員申出書

年 月 日

〇〇農業協同組合 御中

1.職員の所属・氏名 (必須記載事項)

所属：	氏名：
-----	-----

2.不必要な共済契約の内容

共済名	契約締結日	契約者	被共済者	掛金(年払い換算)

※不必要な共済契約であっても、令和5年2月27日前に締結した共済契約は、本申出の対象外となります。

3.家族構成・経済的状况等

家族構成	経済的状况	その他の事情

4.不必要な共済契約であることの理由・根拠 (必須記載事項)

①経済的状况等に照らして保障内容が過大又は不要なものであるという理由及びその根拠

--

②職員又は他の職員に課された推進目標の達成を図るために締結したという理由及びその根拠

--

5 職場環境・教育研修等の状況.

--

※1と4の必須記載事項の記入がない場合又は職員の氏名を偽っている場合、行政庁は不必要な共済契約に関する調査等を行えません。匿名を希望される場合はJAヘルプライン等にご相談ください。

「共済事業向けの総合的な監督指針」及び「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」の一部改正案についての意見募集結果（意見提出数 74 件）

(1) 共済事業向けの総合的な監督指針

	寄せられた御意見・御質問の概要	御意見・御質問に対する考え方
○御意見		
1	共済事業の推進体制には非現実的な事業計画や高すぎる推進目標があり、奨励金や共済ポイント、付加収入等の事業推進体制の見直しが必要である。推進目標自体を設定させるべきではない。	今般改正する共済事業向けの総合的な監督指針を踏まえ、監督官庁である都道府県とも連携して、共済事業を適切に監督してまいります。なお、組合で不祥事件が発生した場合には、Ⅱ－４－１－１（３）②ア(ク)により、行政庁は共済推進の目標設定及び管理態勢が適切であるかを着眼点として当該不祥事件を検証することになります。
2	経営陣が目標必達ばかりを求めるため、契約者に不必要な共済契約を勧めたり、親族名義の借名契約を締結したりしているという事例がある。不正な営業が横行している。	今般改正する共済事業向けの総合的な監督指針を踏まえ、監督官庁である都道府県と連携して、共済事業を適切に監督してまいります。
3	相互扶助である共済事業に恩恵を受けている者は必ずいるので、目標設定と達成を求めること自体を一律に否定しないでもらいたい。JA共済の事業継続のためには、事業量目標は根幹であることから、JAの自主性を尊重することを求める。	パブリックコメントとして寄せられた御意見を踏まえ、Ⅱ－４－１－１（３）②ク（注）の「例えば」の前に、「推進目標の設定は個々の組合の判断に委ねられるものであるが、検証に当たっては、」を追加しました。一方で、組合で不祥事件が発生した場合には、Ⅱ－４－１－１（３）②ア(ク)により、行政庁は共済推進の目標設定及び管理態勢が適切であるかを着眼点として当該不祥事件を検証することになります。
4	不必要な共済契約の掛金負担により多くの職員が疲弊しており、生活苦になったり、退職したりしている現状がある。解約も制限され、解約したくても解約ができない。	今般改正する共済事業向けの総合的な監督指針を踏まえ、監督官庁である都道府県とも連携して、共済事業を適切に監督してまいります。なお、既契約の共済の解約については、共済約款に基づき、各組合において適切に対応されるべきものと考えております。
5	共済事業担当以外の一般職員に紹介制度として数値目標が設定されていたり、グループに対して設定された目標が実質的には個人に割り当てられたりしている。個人へのノルマがなくなったとしても、支店のノルマとして、職員への無理な共済推進強要は継続されるのではないかと懸念する。	今般改正する共済事業向けの総合的な監督指針を踏まえ、監督官庁である都道府県とも連携して、共済事業を適切に監督してまいります。なお、組合で不祥事件が発生した場合には、Ⅱ－４－１－１（３）②ア(ク)により、行政庁は共済推進の目標設定及び管理態勢が適切であるかを着眼点として当該不祥事件を検証することになります。

6	<p>不必要な契約には、本人の契約に限らず、親族の名義による契約も含めてほしい。</p>	<p>パブリックコメントとして寄せられた御意見を踏まえ、Ⅱ-4-1-2 (1) ①の「組合の職員が自ら締結した共済契約」の次に「(当該職員と生計を一にする親族が締結した共済契約を含む。)」を加えました。</p>
7	<p>不必要な契約には、組合の職員だけではなく、子会社・関連会社の職員が締結した契約も含めてほしい。</p>	<p>共済事業向けの総合的な監督指針は、共済事業を行う組合に対する監督に当たっての指針であるため、共済事業を行うことができない子会社等について監督の対象ではありません。</p>
8	<p>職員毎に経済的状況は異なり、他人が保障内容の過大性等を一概に図れるものではないので、不必要な共済契約の根拠及び基準等を明確にすべきである。</p>	<p>パブリックコメントとして寄せられた御意見を踏まえ、Ⅱ-4-1-2 (1) ①を「組合の職員が自ら締結した共済契約(当該職員と生計を一にする親族が締結した共済契約を含む。)であって、締結時の当該職員の経済的状況等に照らして保障内容が過大又は保障が<u>不要なもの</u>」に修正しました。これにより、不必要な共済契約であるか否かについては、共済契約者である職員が判断して申し出ることとなります。なお、本改正の適切な運用のためには、職員からの申出は必要な情報を記載した書面等によることが望ましいと考えられますので、その申出の具体的な方法も含め、監督官庁である都道府県とも必要な調整をしております。</p>
9	<p>行政庁への報告は、組合が「不必要な共済契約」が「当該職員に課された推進目標の達成を図ることを目的として締結」されたことを知った日から求める規定とするのが整合的ではないか。</p>	<p>不祥事件の抑制(けん制)及び行政庁への迅速な報告の観点から、行政庁への報告は、組合が「不必要な共済契約」の締結を知った日から求める規定としております。なお、不必要な共済契約であるか否かについては、共済契約者である職員が判断して申し出ることとなりますので、職員からの申出があった日が、組合が「不必要な共済契約」の締結を知った日となります。</p>
10	<p>上司が罵声や暴力をもって職員を脅し、無理矢理に契約署名をさせたり、査定が下がると脅して加入させたりしている。成績の悪い職員を役員が徹底的に追い詰める面談を実施したり、結果として自腹をせざるを得ないように追い込んでいたりする実態がある。</p>	<p>今般改正する共済事業向けの総合的な監督指針を踏まえ、監督官庁である都道府県とも連携して、共済事業を適切に監督してまいります。</p>
11	<p>共済推進の知識がない職員に対し、全職員対象の1時間程度のコンプライアンス研修を受講しただけで推進させられている。一般職員に推進目標を設定するのはやめるべきであり、共済に関する知識の付与、推進活動の十分な教育は不可欠である。</p>	<p>パブリックコメントとして寄せられた御意見を踏まえ、Ⅱ-4-1-2 (2) ②イを「共済推進に係る知識・経験が乏しい者に対し、十分な教育・訓練を行わないまま共済推進を強制した場合」に修正しました。</p>

12	推進目標を共済事業に従事する職員のみ限定した場合、事業目標の設定・達成が困難となり、JA経営に大きな影響を及ぼすことが懸念されるとともに、組合員との繋がりが希薄化する。目標を立てたからには必達すべきであり、どの業界にもノルマはあるのではないか。他部門の職員が自らの組合の商品の推進をしてなぜ悪いのか。	パブリックコメントとして寄せられた御意見を踏まえ、Ⅱ-4-1-2(2)②イを「共済推進に係る知識・経験が乏しい者に対し、十分な教育・訓練を行わないまま共済推進を強制した場合」に修正しました。
13	不必要な契約が不祥事件になることにより、職員が委縮して言い出せなかったり、組合が隠蔽したりするので、実効性はないのではないか。実効性を担保するため、行政庁にホットラインを設置したり、契約時のチェックや契約ポイントの大きな契約、複数同時契約などは適宜外部確認したりするべきである。	今般の監督指針改正にあわせて、行政庁はあらかじめ農協法第93条第1項に基づく報告徴求命令を組合に発出することとしており、職員が不必要な共済契約の締結を申し出たことを組合が知った場合は行政庁への報告義務が発生します。今般改正する共済事業向けの総合的な監督指針を踏まえ、監督官庁である都道府県とも連携して、共済事業を適切に監督してまいります。
14	不祥事件となった場合に当事者となる役職員は、誰がどのような場合に該当するのかを明確にすべきである。不祥事件届出書に記載する当事者は、「組織的な要因に関する役職員」とするのが分かりやすいのではないか。	パブリックコメントとして寄せられた御意見を踏まえ、Ⅱ-4-1-2(2)②(注)を「組織的な要因に関与した役職員」に修正しました。
15	公的な社会保障制度があることを踏まえ、なお必要な補償かどうかを顧客に検討させることは重要であり、運用についても徹底されたい。	今般改正する共済事業向けの総合的な監督指針を踏まえ、監督官庁である都道府県とも連携して、共済事業を適切に監督してまいります。
16	貯金通帳や印鑑等の預かり行為こそが不祥事件の温床ではないのか。	今般の改正では、不祥事件の発生要因と組合員の利便性を考慮しつつ、不正な出金を防止するための具体的なけん制措置が講じられている場合には、不祥事件の発生リスクを抑制できると考え、預かり行為禁止の例外規定を設けることといたしました。
17	信用事業担当職員が共済推進を行うこともあるので、「共済推進を行う職員」については「共済推進を専任で行う職員」とすべきではないか。組合員・利用者の生活をサポートするため、渉外担当者の兼務体制を維持させてほしい。	信用事業を悪用した共済事業の不祥事件を未然に防止するための措置が講じられていれば、貯金口座を開設することや共済契約者等の貯金通帳を預かることは可能です。
18	共済推進を行う職員が貯金の口座開設をできなくしても、担当者での印鑑の貸し借りや端末操作のカードの貸し借りも可能なため骨抜きになるのではないか。	今般改正する共済事業向けの総合的な監督指針を踏まえ、監督官庁である都道府県とも連携して、共済事業を適切に監督してまいります。
19	JAバンクの事務手続上では、印鑑の預かりを禁止しているので「印鑑等」の記載は不要ではないか。	近年、顧客の印鑑を用いて貯金通帳から現金を着服した不祥事件が発生していることから、「印鑑」を例示することとしました。

20	パブリックコメント手続の結果、改正案の内容が見直される場合には、対応の検討や周知等に一定の期間を要する点を踏まえた施行日を設定してほしい。貯金口座の開設及び貯金通帳及び印鑑等の預かりについて、現行のサービスを維持していくためには、不祥事件を未然に防止するための具体的な措置を講じる必要があり、そのための一定の時間が必要なことから、施行日まで一定の時間、施行日以降の一定の経過措置期間の設定を検討してほしい。	パブリックコメントで寄せられた御意見等を踏まえて原案の修正を行ったことから、施行まで一定の期間を設けることといたします。
21	共済に限らず、過度な推進目標の必達を労働者個人に迫ることは労基法違反であり、また、時間外労働が前提となる推進業務は 36 協定のもとで行われるものである。労働者・労働組合として主体的に規制・改善するものである。	御意見として承ります。
22	不必要な契約については、行政庁の検査、調査を行うべきであり、また、行政検査でも、改正指針の主旨・目的が具体化できるような整理を望む。	これまでも行政検査では、組合が監督指針に則った事業運営を行っているかどうかを検証しており、このことは今回の改正後も同様です。
23	共済連の目標達成のために農協職員は不必要な契約を締結している。諸悪の根源は無理難題なノルマを J A に押し付けている共済連であり、また、共済連の職員も恒常的に推進活動を行うべきである。	農林水産省といたしましては、適正な共済事業の運営がなされるよう、引き続き全国共済農業協同組合連合会に対して必要な指導を行ってまいりたいと考えております。
24	改正後の指針が適切に運用されるよう（一社）全国農業協同組合中央会、全国共済農業協同組合連合会及び各農業協同組合に対して指導してほしい。	今般改正する共済事業向けの総合的な監督指針を踏まえ、監督官庁である都道府県とも連携して、共済事業を適切に監督してまいります。
○御質問		
25	不祥事件届出書の提出があった場合に、行政庁は「共済推進の目標設定及び管理態勢は適正か」を検証することとしているが、これらは、不祥事件に該当するかどうかを判断するための基準ではないという理解でよいか。	御認識のとおりです。
26	「目標設定」は自爆を前提とした目標でなければよいか。「担当者に紐づかない目標設定」はあってはならないということか。「職員の能力に照らして、達成できる目標」を設定すべきということか。目標設定が適正であるか否かを判断する基準は何か。	不祥事件の届出があった場合における共済推進の目標設定及び管理態勢の適正性については、Ⅱ－４－１－１（３）②ア（ク）のとおり、目標設定の根拠が明確であることやその目標を達成できるための態勢が整っているかという点が着眼点になるものと考えております。
27	「当該職員に課された推進目標の達成を図ることを目的として締結された場合」という事象を確認する主体はどこか。	推進目標の達成を図ることを目的として締結した契約であるか否かについては、共済契約者である職員が判断して申し出ることになります。なお、本改正の適切な運用のためには、職員からの申出は必要な情報を記載した書面等によることが望ましいと考えられますので、その申出の具体的な方法

		も含め、監督官庁である都道府県とも必要な調整をまいります。
28	当該職員の経済的状況等は具体的にどのように定義されるのか。また、不必要な契約は何をもって過大な保障と判断するのか。	パブリックコメントとして寄せられた御意見を踏まえ、Ⅱ-4-1-2 (1) ①を「組合の職員が自ら締結した共済契約（当該職員と生計を一にする親族が締結した共済契約を含む。）であって、締結時の当該職員の経済的状況等に照らして保障内容が過大又は保障が <u>不必要なもの</u> 」に修正しました。これにより、不必要な共済契約であるか否かについては、共済契約者である職員が判断して申し出ることになります。なお、本改正の適切な運用のためには、職員からの申出は必要な情報を記載した書面等によることが望ましいと考えられますので、その申出の具体的な方法も含め、監督官庁である都道府県とも必要な調整をまいります。
29	行政庁への報告は、組合がどの程度知った日から、報告が必要になるのか。	パブリックコメントとして寄せられた御意見を踏まえ、Ⅱ-4-1-2 (1) ①を「組合の職員が自ら締結した共済契約（当該職員と生計を一にする親族が締結した共済契約を含む。）であって、締結時の当該職員の経済的状況等に照らして保障内容が過大又は保障が <u>不必要なもの</u> 」に修正しました。これにより、不必要な共済契約であるか否かについては、共済契約者である職員が判断して申し出ることになりますので、行政庁への報告は、組合に対して職員から当該申出があった日（組合が知った日）から、原則としておおむね1か月以内に行う必要があります。
30	行政庁は、「不必要な共済契約」に該当するか否かを、具体的に事実関係、発生原因等について、調査した上で、「不必要な共済契約」に該当するか否かを客観的に判断するという理解でよいか。	パブリックコメントとして寄せられた御意見を踏まえ、Ⅱ-4-1-2 (1) ①を「組合の職員が自ら締結した共済契約（当該職員と生計を一にする親族が締結した共済契約を含む。）であって、締結時の当該職員の経済的状況等に照らして保障内容が過大又は保障が <u>不必要なもの</u> 」に修正しました。これにより、不必要な共済契約であるか否かについては、共済契約者である職員が判断して申し出ることになります。
31	不必要な契約を行った職員が1人でも報告徴求命令の報告対象となるのか。	Ⅱ-4-1-2 (1) ①により、職員1人からの申出であったとしても行政庁への報告が必要です。
32	農協法第93条第1項に基づく報告徴求命令は、国から各都道府県に対して通知があるのか。	監督指針改正の施行通知に伴い、報告徴求命令の発出に関して通知することを考えております。

33	農協から不必要な契約の報告がなければ、行政庁はヒアリング等を行わないのか。	Ⅱ-4-1-2(2)①により、組合からの報告を受けてヒアリング等を実施することとしております。
34	他の職員は達成できているのに「未達成の職員が一人自爆したら不祥事件」になるのか。	Ⅱ-4-1-2(2)②により、不必要な共済契約の締結が組織的な要因により発生していた場合には不祥事件となります。
35	上席者の個人的な要因(素養・判断)により過度なプレッシャーが与えられた場合には、組織的な要因には該当しないという理解でよいか。	当該行為が組織的な要因に該当するか否かについては、関係者へのヒアリング等により個別に判断していくものと考えております。
36	「過度なプレッシャー」の過度とはどの程度か。	当該行為が組織的な要因に該当するか否かについては、関係者へのヒアリング等により個別に判断していくものと考えております。
37	未達の場合にペナルティーを与えた場合は不祥事件にあたるのか。	当該行為が組織的な要因に該当するか否かについては、関係者へのヒアリング等により個別に判断していくものと考えております。
38	「全職員を共済事業兼務」とすれば問題ないか。	パブリックコメントとして寄せられた御意見を踏まえ、Ⅱ-4-1-2(2)②イを「共済推進に係る知識・経験が乏しい者に対し、十分な教育・訓練を行わないまま共済推進を強制した場合」に修正しました。
39	「他事業の職員に推進目標を設定すること」自体が問題になるのではなく「推進目標の必達のために上席者が不必要な共済契約の締結を指示又は示唆していた」と判断される場合が不祥事件に該当するという理解でよいか。	パブリックコメントとして寄せられた御意見を踏まえ、Ⅱ-4-1-2(2)②イを「共済推進に係る知識・経験が乏しい者に対し、十分な教育・訓練を行わないまま共済推進を強制した場合」に修正しました。
40	共済部門以外の職員に目標を課した上で、達成を人事考査や賞与の査定に反映し、目標必達を上司が示唆することは不祥事件に当たらないという理解でよいか。	パブリックコメントとして寄せられた御意見を踏まえ、Ⅱ-4-1-2(2)②イを「共済推進に係る知識・経験が乏しい者に対し、十分な教育・訓練を行わないまま共済推進を強制した場合」に修正しました。
41	推進目標の必達の指示・示唆は、どのように判断されるか。	パブリックコメントとして寄せられた御意見を踏まえ、Ⅱ-4-1-2(2)②イを「共済推進に係る知識・経験が乏しい者に対し、十分な教育・訓練を行わないまま共済推進を強制した場合」に修正しました。
42	共済専任職員以外の職員が共済推進を行うことを事実上禁止するものなのか。	パブリックコメントとして寄せられた御意見を踏まえ、Ⅱ-4-1-2(2)②イを「共済推進に係る知識・経験が乏しい者に対し、十分な教育・訓練を行わないまま共済推進を強制した場合」に修正しました。なお、今回の改正は、共済専任職員以外の職員が共済推進を行うこと自体を規制するものではありません。

43	<p>不必要な共済契約の締結を看過するような管理態勢は、どのように判断されるか。</p>	<p>パブリックコメントとして寄せられた御意見を踏まえ、Ⅱ－４－１－２（２）②ウを「不必要な共済契約の締結を当該職員の意向が反映されたものであるように偽装した場合又は意向の表明を強制していた場合」に修正しました。</p>
44	<p>組織的な要因に関係する役職員を「不祥事件の当事者」とするのは、機械的に捉えるのではなく、ケースバイケースで判断するという理解でよいか。</p>	<p>パブリックコメントとして寄せられた御意見を踏まえ、Ⅱ－４－１－２（２）②(注)を「組織的な要因に関与した役職員」に修正しました。なお、当事者性については、関係者へのヒアリング等により個別に判断していくものと考えております。</p>
45	<p>推進目標を課した役員とは、共済事業を担当する理事のみを指すのか、それとも、共済目標を含む事業計画を決定する理事全員を指すのか。</p>	<p>パブリックコメントとして寄せられた御意見を踏まえ、Ⅱ－４－１－２（２）②(注)を「組織的な要因に関与した役職員」に修正しました。なお、当事者性については、関係者へのヒアリング等により個別に判断していくものと考えております。</p>
46	<p>監督指針では、不祥事件届出書に記載する当事者に対し組合内の処分等までは規定していないという理解でよいか。</p>	<p>御認識のとおりです。</p>
47	<p>架空契約、名義借り契約、立替払いについても、目標達成を目的として行われた場合の当事者性はどのように考えたらよいか。</p>	<p>不必要な共済契約は、第三者が不必要な共済契約であることを判断することが困難であり、また、職員の共済契約のすべてが不必要な共済契約とはならないことから、仮に不必要な共済契約を締結したとの申出がなされたとしても組織的な要因によるものでなければ不祥事件としないこととしております。一方で、架空契約や名義借契約等については、第三者の判断が可能(本人以外から発覚の端緒となり得るもの)であり、当該職員も「不祥事件」であることを認識して行っているものと考えられるため、目標達成の目的の有無にかかわらず、架空契約等を締結した当該職員が当事者となると整理しております。</p>
48	<p>公的保険制度の種類や教育の内容については、共済種類・内容等を踏まえて、判断して対応すればよいか。</p>	<p>御認識のとおりです。</p>
49	<p>公的保険制度の利用者への情報提供は、共済種類・内容等を踏まえた情報や量を判断して対応すればよく、一律に義務を課すものではないという理解でよいか。また、利用者への説明は、全ての利用者に対して必ず実行すべき行為規制</p>	<p>御認識のとおりです。</p>

	(意向把握・確認義務)として位置付けているわけではないという理解でよいか。	
50	公的保険制度の利用者への情報提供は、施行日から一律の対応が求められるものではなく、順次対応していくことが求められるものという理解でよいか。	御認識のとおりですが、公的保険制度の利用者への情報提供は、可能な限り早い対応が望ましいと考えております。
51	「役職員」には正職員以外（臨時、パート）も含まれるのか。	御認識のとおりです。
52	「共済推進を行う役職員」とは、共済監督指針で定義されている「共済契約の締結」「共済契約の締結の勧誘」「共済契約の締結の勧誘を目的とした共済の内容説明」「共済契約の申込の受領」等を行う役職員が該当するという理解でよいか。資料配布のみを行い、共済仕組みの説明等を行わなければ、「共済推進」に該当しないという理解でよいか。	Ⅱ-4-2-2 (11) ③ウの「共済推進を行う役職員」については、御認識のとおりです。
53	信用の窓口職員は、共済推進を行ってはならないということか。	複数人の確認を得ないと口座開設をすることができないようにするなど、不正な口座開設を防止するための具体的な措置を講じている場合は、窓口職員に対して共済推進上の制限は適用されません。
54	「貯金口座の開設」とは、「金融店舗内において口座開設を行う事務処理」に加え、店舗外で渉外担当者が「口座開設申込書を預かる」等の取次行為も含まれるのか。	御認識のとおりです。
55	JAバンクが定める「複数人での相互牽制による口座開設事務処理」を行うとともに、渉外担当者経由の口座開設は「窓口担当者が口座名義人に架電」、「原則キャッシュカードを発行、やむを得ず不発行の場合は通帳を郵送」という事務手続を遵守すれば、「複数人の確認」を得ているという理解でよいか。	御認識のとおりです。
56	渉外担当者が非対面で口座開設できるアプリを推進する際に、資料でアプリの内容を説明することは、「貯金口座の開設」に該当しないという理解でよいか。また、顧客の暗証番号の詐取や、口座開設のなりすまし防止を措置したうえで、渉外担当者が顧客のスマートフォンの操作サポートをすることは、「貯金口座の開設」に該当しないという理解でよいか。	アプリの詳細やなりすまし防止のための措置の内容が不明のため、実施に当たっては別途御相談ください。
57	貯金口座の開設で複数人の確認を必要としているが、当該共済推進者を含めてよいか。	例えば、複合渉外又は総合渉外の担当者が一人では口座開設をすることができない体制となっているなど、具体的な措置が講じられているのであれば差し支えありません。

58	「共済契約者等」における「共済契約者」は「JA共済の契約者」、「等」は「被共済者（共済満期・解約金等の受取人）」という理解でよいか。	御認識のとおりです。
59	「貯金通帳の預かり」とは、金融店舗外で貯金通帳を預かる行為が該当し、店舗内で預かる行為は該当しないという理解でよいか。	御認識のとおりです。ただし、店舗内であっても窓口業務に関係のない預かり行為は該当することとなります。
60	貯金通帳及び印鑑等の預かりでの規制の対象となる取引は、「現金出金」が対象という理解でよいか。	御認識のとおりです。
61	「貯金通帳」とは、共済契約者等有する口座の貯金通帳、「印鑑等」とは、共済契約者等有する口座の印鑑等という理解でよいか。また、印鑑等の「等」は、印鑑に類するものとしての「暗証番号」、「キャッシュカード」を指しているのか。	御認識のとおりです。なお、「印鑑等」は貯金口座からの出金の際に用いられるものを指しており、「印鑑」はその例示となります。
62	「系統金融機関のATM」の定義は、農協系統が所有・運用するATMという理解でよいか。	御認識のとおりです。
63	「通帳と暗証番号の組み合わせ」でATMから出金可能な県域と出金不可な県域に分かれている。出金不可な県域において、他県のATMでも出金できない仕様の場合は「全ての系統金融機関のATMにおいて、貯金通帳のみでは出金できない措置」の要件を満たしているという理解でよいか。	御認識のとおりです。
64	「窓口業務を行う職員等が共済契約者等に対して出金の確認を行う」の具体的な方法として、渉外担当者等の取次による現金出金の都度、取次者以外の職員から顧客に連絡を行うということが考えられるが、「窓口業務を行う職員からの電話」、「渉外役席者からの電話」、「渉外担当者が現金お届けするときに複数人で届ける」という対応で問題ないか。	御認識のとおりです。
65	「改正趣旨に照らした行政検査による検証」はなされるのか。	今般の監督指針の改正にかかわらず、行政検査では、組合が監督指針の主旨に則った事業運営を行っているかどうかを検証することとしております。